

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険条例（昭和34年 条例第8号）第6条	葬祭費の支給	健康保険課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 支給の対象となる者は、条例第6条に規定される要件に該当する者であること。
- (2) 申請は、同条例施行規則第10条に規定される申請書の提出及び書類の提示があること。

2 標準処理期間は、20日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。